

国立大学法人東京医科歯科大学におけるネーミングライツに関する基本方針

令和 2 年 3 月 1 9 日

学 長 裁 定

1. 趣旨

この基本方針は、ネーミングライツの適正な導入を図るため、その設定等に関し必要な事項を定める。

2. 目的

ネーミングライツ事業は、東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の施設及びスペース（以下「施設等」という。）の公募による愛称の設定を通じて、当該施設等の知名度の向上を図り、もって本学の活性化に資するほか、民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的とする。

なお、ネーミングライツの導入は、本学の運営に支障を及ぼさず、当該施設等の用途又は目的を妨げない範囲において行うものとする。

3. 定義

この基本方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

① ネーミングライツ 本学の施設等に対して企業名、商標名等を冠した愛称を付与する権利をいう。

② ネーミングライツパートナー ネーミングライツを取得した企業等をいう。

4. 応募資格

応募できるのは、本学の理念及びビジョン並びに本学が教育研究機関であることを理解の上、本学の施設等に法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマーク、愛称等を付与することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を希望する法人等とする。ただし、本学にふさわしくないと認める法人等は、応募資格がないものとする。

5. ネーミングライツパートナーの公募及び決定並びに契約の締結

- (1) ネーミングライツの対象となる施設等（「以下「対象施設等」という。」）の選定や公募に必要な募集要項の策定、ネーミングライツパートナーの選定は民間資金獲得推進本部（以下「推進本部」という。）が担うものとする。
- (2) ネーミングライツパートナーは、推進本部において応募者の適格性、愛称のふさわしさ、契約期間及びネーミングライツ料などを審議・決定する。
- (3) (2)により決定したネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結する。また、当該ネーミングライツパートナーとは、契約期間の満了後、当該施設等のネーミングライツの設定に当たり、優先的に交渉することができるものとする。
- (4) ネーミングライツパートナーの選定の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、本学のホームページや広報誌等により公表するものとする。
- (5) (1)のほか、ネーミングライツの運営等に関して必要な事項は、推進本部が別に定める。

6. 愛称等の条件

命名する愛称等（法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、大学の信用又は品位を害するおそれのあるものや本学が愛称等として適当ではないと認めるものは除く。

7. 本学の責務

設定された愛称等は、学内外における呼称として、本学のホームページや広報誌等で幅広く使用するなど普及に努める。ただし、愛称であることを踏まえ、本学規則等においては、対象施設等の愛称について規定しない。

8. ネーミングライツパートナーの責務

- (1) ネーミングライツパートナーは、設定した愛称に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から愛称に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。

9. 本学の解除権

- (1) 本学は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができるものとする。
 - ① ネーミングライツ料の未払いがあったとき。
 - ② 募集要項に定める応募資格を満たさなくなったとき。
 - ③ その他ネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるとき。
- (2) (1)の場合、ネーミングライツパートナーは、原状回復等に必要な費用を負担するとともに、全契約期間の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払う義務を負う。
- (3) 本学は、(1)によるほか、必要があるときは、ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができる。
- (4) 本学は、(3)によりネーミングライツパートナーの決定を取り消し、又は契約を解除したことによってネーミングライツパートナーに損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、本学とネーミングライツパートナーとが協議して定める。

10. ネーミングライツパートナーの解除権

- (1) ネーミングライツパートナーは、本学がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。
- (2) 9(4)は、(1)によりこの契約が解除された場合に準用する。
- (3) ネーミングライツパートナーは、(1)によるほか、原状回復等に必要な費用を負担するとともに、違約金を支払うことにより契約を解除することができる。この場合における違約金の額は、本学とネーミングライツパートナーとが協議して定める。

11. 実施

この基本方針は、令和2年3月19日から実施する。